

森林塾 青水「学規」(会則)

1. 名 称

会の名称は、「森林塾 青水^{せいすい}」と称する。

2. 事務局

会の事務局を下記の場所に置く。

東京事務所 東京都中央区湊1-2-3-301 コミュニティガ イ気付

現地事務所 群馬県みなかみ町藤原3862 北山郁人 気付

3. 目 的 (会の志向するところ)

森に学び、森に憩い、森に感謝する。そういった心の持ち主が集い、先人が森との関わりを通じて培って来た知恵を見直し、継承しつつ現代に活かしていきます。

会の合い言葉は『飲水思源』。文字通り水を飲めば源を思うべしということです。そもそも、人類の今日あるその所以は何処にありやを問い、現代人が忘れて久しい、雨水とそれを育む森、里山、大自然の恵みに感謝する心を大切にします。

4. 事 業

1) 上記の目的を達成するために、以下の活動を行うものとする

① 森、里山の自然、歴史、文化の調査・研究及び保全と活用

② 森が育む水系と、流域の里山景観の保全と活用

③ 里山で培われた暮らしの知恵を学び、活用する

④ 入会山、入会慣行を発展させた現代版「入会慣行」、いわゆる新しい時代の“里山の掟”づくり

⑤ 里山をとりまく、上・下流住民の交流・参画による『地域丸ごと博物館』づくりと、里地の活性化への貢献

⑥ その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う

2) 上記の活動推進に要する事業費は、原則として下記に定める入会金ならびに、会費収入によるものの他、当会の事業目的に賛同する各位・団体による寄付金、助成金等の受入によるものとする。

3) 当会の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

5. 会 員

1) 入会資格

会の事業目的・主旨に賛同し、その活動に直接、間接を問わず協力を惜しまない個人並びに団体。年齢、性別、国籍不問

2) 会員区分と入会金ならびに会費

(1) 正 会 員 入会金 1 万円 年会費 5 千円 (議決権を有する)

(2) 家族 会員 入会金 無 料 年会費 1 千円 (議決権なし)

(正会員の家族)

(3) 学生 会員 入会金 無 料 年会費 1 千円 (議決権なし)

(4) サポート会員 入会金 無 料 年会費 1 千円 (議決権なし)

会の事業目的、趣旨に賛同し、その活動に積極的に参加協力する

(5) 賛助会員(個人・法人) 入会金 無 料 年会費 1 口 1 万円 (議決権なし)

会の趣旨、事業目的に賛同し、その活動を支援する

(6) メルマガ会員 入会金 無 料 年会費 無料 (議決権なし)

会の活動の趣旨に賛同し、パソコンのメールアドレスを登録する

6. 会員の権利と義務

- 1) 会員は、会が主催する各種イベントに優先的かつ、優遇料金で参加することができる。又、会の保有する水上町藤原の森（町有地 21ha、以下フィールドという）を会が別に定める規則（＝里山の掟。以下、ルールという）に従い、無料で利用することができる。
- 2) 会員は、上記5に定める入会金ならびに年会費を納めなければならない。又、会員がフィールド利用又はイベントに参加する場合は、非会員参加者の範たるべくルールに従うことはもとより、プログラム参加費（保険料含む）以外の交通費、宿泊費等は、自分持ちを原則とする。

7. 退 会

会員は、代表幹事に書面を提出したうえで、退会することができる。但し、既納の会費は返還しない。

8. 除 名

本会は、次に掲げる事由に該当する会員を総会の決議により除名することができる

- (1) 会費の納入を2年以上遅延した会員
- (2) 会則に反する行為のあった会員
- (3) 会が別に定めるルールに違反する会員

9. 幹事（世話役・当番職）

本会は、会の円滑なる運営を期し、次の世話役、当番職を設ける。

塾長1名 塾頭1名 監事1名 学監 若干名 担当幹事 若干名

1) 幹事の任免

幹事は会員のなかから、会員総会において選任する

2) 幹事の任期

- (1) 幹事の任期は、1年とする
- (2) 幹事は再任することができる
- (3) 幹事は任期終了後、後任者が就任するまでの期間、引き続きその職務を遂行する

3) 幹事の職務

- (1) 塾長は本会を代表し、会務を統括する
- (2) 塾頭は塾長を補佐し、塾長が事故等により欠席する場合は、その職務を代行する
- (3) 担当幹事は本会を運営し、事業を執行する
- (4) 監事は業務及び経理を監査し、その結果を会員総会に報告する

10. 会員総会

1) 会員総会（以下「総会」という）は、会員をもって組織する

- (1) 総会は定期総会と臨時総会の2種とし、塾長が召集する
- (2) 定期総会は年1回開催し、また臨時総会は幹事会が必要と認めたときに開催する
- (3) 総会の議長は塾長があたり、塾長が出席できない場合は、塾頭がその任にあたる
- (4) 総会は正会員の過半数の出席により成立（委任状の提出も含む）し、議事は別段の定めのある場合を除き、出席会員の議決権の過半数で決する
- (5) 家族会員、学生会員、賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる
- (6) 総会の召集通知は開催日の14日前までに、各会員に対し会議の目的、日時、場所等を連絡しなければならない

- 2) 総会の議決事項
総会においては、次に掲げる事項を議決する
- (1) 会則の変更
 - (2) 幹事の承認
 - (3) 除名
 - (4) 事業活動報告及び収支報告の承認
 - (5) 事業計画及び予算案の決定
 - (6) その他幹事会が重要と認める事項

1 1. 幹事会

- 1) 幹事会
幹事会は、塾長、塾頭、監事、担当幹事をもって構成する
- (1) 幹事会は、塾長が随時召集する
 - (2) 幹事会は、幹事の過半数の出席により成立し、議事は出席幹事の過半数で決する
 - (3) 塾長が必要とするときは、賛助会員は幹事会に出席し意見を述べることができる
- 2) 幹事会の決定事項
幹事会は次の事項を決定する
- (1) 会則で定める事項
 - (2) その他、本会の運営及び事業の執行に必要な事項

以 上

本会則は平成 15 年 4 月 1 日より施行する

変更：東京事務局移転のため事務局の住所変更 平成 15 年 8 月 22 日

変更：東京事務局移転のため事務局の住所変更 平成 19 年 6 月 6 日

変更：東京事務局ならびに現地事務所の住所変更 平成 21 年 4 月 4 日

変更：会員規定の改定 平成 21 年 4 月 4 日

変更：会員規定の改定 平成 22 年 4 月 10 日